

令和8年度 愛荘町物価高騰対応商品券交付事業仕様書

1 業務名

令和8年度 愛荘町物価高騰対応商品券交付事業

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

本業務は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、住民一人当たり8,000円分の物価高騰対応商品券を交付することにより、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている住民の家計負担の軽減および町内の消費喚起により町内事業者を支援することで、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

4 事業概要

(1) 発行する商品券の概要

名称	愛荘町物価高騰対応商品券
商品券の額面等	1冊8,000円／一人 ※商品券1枚当たりの額面は1,000円とし、8枚で1冊とする。 また、8枚のうち5枚は全取扱店舗共通券、3枚は大型店舗以外の専用券とする。(大型店舗は、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)による届出の対象となる売場面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗をいう。以下同じ。)
利用期間	令和8年10月1日～同年11月30日
取扱店舗	登録を希望する町内店舗
換金	月2回以上の換金日を設ける。 ※参加店舗からの最終換金申請期限は、令和8年12月中旬とし、受注者から参加店舗への最終支払期限は、令和9年1月末とする。
換金原資	168,000,000円を上限とする。 (内訳) 8,000円×21,000人=168,000,000円 【注】別途、覚書により取扱いを定める。

(2) 商品券の取引対象とならないもの

ア 換金性の高いもの(商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等)

イ 不動産に係る支払(土地購入、家屋購入、家賃の支払等)

ウ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号に規定する「麻雀、パチンコ等」および同法第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」に係る支払

エ たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 3 号に規定する製造たばこ、加熱式たばこおよび電子たばこの購入

オ 国または地方公共団体への支払

カ 公共料金等の支払（税金、電気・ガス・水道料金、保育料、保険診療等）

キ 事業上取引（商品仕入れ等）に係る支払

ク 参加店舗自身での購入を偽る換金行為

ケ 参加店舗が特に指定するもの

コ その他町長が不相当と認めるもの

(3) 商品券に係るその他の注意事項

ア 参加店舗において、利用期間内に限り利用可能であること。

イ 購入後の返品（返金）はできないこと。

ウ 現金との引換えはできないこと。

エ 釣銭は支払わないこと。

オ 参加店舗において、商品券利用の対象外とする商品等を独自に定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう明示させるなどの対応を行うこと。

カ 偽造、模造等への対策を行うこと。

キ 発注者は、商品券の盗難、紛失、滅失、偽造、模造等に対して、一切の責任を負わないこと。

5 業務の管理・執行体制

(1) 本業務が円滑かつ正確に進行するよう、町との緊密な連携の下、全体の事務の流れを設計・提案するとともに、進捗管理を行う事務局を設置し、運營業務を統括すること。

(2) 発注者との窓口は事務局とし、常に連絡調整が可能な責任者を配置すること。

(3) 適正かつ確実な業務遂行体制を構築し業務実施に当たること。

なお、業務の遂行に関し、可能な限り町内事業者を活用すること。

(4) 業務に必要な人員を配置し、トラブル等が生じた場合においても迅速に対応できる体制を構築すること。

(5) 事務局運営においては、十分な個人情報漏洩防止対策および情報セキュリティ対策を講じること。また、情報セキュリティインシデント認知時における連絡フローを明記すること。

(6) 参加店舗等との連絡調整を行うこと。

(7) 各業務の費用配分は、適切に行うこと。

(8) 発注者が必要とするデータ（利用実績、参加店舗への振込状況等）が随時確認できること。

(9) その他事務局運営に必要な業務を行うこと。

6 委託料等の支払

委託料は、概算払できるものとする。

7 業務内容

業務内容は、おおむね次のとおりとし、参加店舗の募集、商品券等の作製、換金等に係る商品券事業の実施に関する一連の業務とする。

本業務を円滑に遂行するため、業務計画書及び工程計画書を立案し、発注者の承認を得るものとする。

- (1) 商品券等の作製、封入封かんおよび発送
- (2) 参加店舗の募集、登録および一覧表作製
- (3) 参加店舗向け利用促進ツールの作製、発送等
- (4) 住民向け広報及び広告、チラシ等の作製
- (5) 換金業務
- (6) 参加店舗および利用者コールセンターの設置運営
- (7) 報告書作成

8 各業務について

- (1) 商品券等の作製、封入封かんおよび発送

ア 商品券の作製

名称	愛荘町物価高騰対応商品券
商品券の額面	1冊8,000円 ※商品券1枚当たりの額面は1,000円とし、8枚で1冊とする。 また、8枚のうち5枚は全取扱店舗共通券、3枚は大型店舗以外の専用券とする。
紙質	表紙・裏表紙・本券：上質紙100kg程度
原稿・色数	受注者が複数のデザイン案等を提案し、発注者と受注者とが協議して決定する。(利用者にとって携帯・視認しやすい形状のものを提案すること。)
サイズ	縦75mm×横150mm(冊子から切り離れた大きさ)
校正	文字校正、色校正含め3回程度とする。
作製数	21,000冊 ※人口の傾向を分析した上で必要な予備を見込むこと。
作製期限	9月中旬の商品券発送時期に支障がないよう作製すること。
偽造対策	偽造、模造等への対策を行うこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・商品券以外の印刷物として、商品券の案内、見本、参加店舗一覧等を作成し、参加店舗が利用期間に活用できるよう準備すること。 ・商品券には発行番号を印字すること。

イ 商品券の封入封かんおよび発送

封入物	商品券、商品券送付の案内、取扱店舗一覧
-----	---------------------

封筒	角 2 封筒を想定
作成数	8,000 部以上 ※商品券等の印刷と同様に予備を見込むこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発送は、発注者から提供する宛名と対象世帯名簿を照合の上、受注者が簡易書留により行う。 ・ 対象世帯名簿は発注者が準備する。

(2) 参加店舗の募集、登録および一覧表作製

参加店舗募集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集期間は、おおむね 3 週間とするが、発注者と協議の上決定する。 ・ 募集要項を作成し、募集に当たっては、事業者によく周知できるよう努めること。 ・ インターネット等を利用したシステムにより参加希望店舗が申しやすい方法で行うこと。 ・ アナログによる申込みにも対応すること。 ・ 募集に際して新聞等に広告を掲載すること。
参加店舗登録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録を希望する町内大型店舗ならびに町内店舗 ・ 登録を希望する店舗からの申請を受け付け、審査を行い、発注者に報告し、了承のうえ、審査結果を通知すること。
説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加店舗向け説明会を行うこと。 ・ 説明会資料の作成と説明会の企画運営を行うこと。
参加店舗のとりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加店舗に当たって、業種の分類等を事前に調整し、発注者が指定する内容で参加店舗の取りまとめを行い、一覧表を作製すること。
校正	文字校正、色校正含め 3 回程度とする。
その他	一覧表は商品券郵送時に配付すること。

(3) 参加店舗向け利用促進ツールの作製、発送等

利用促進ツールの作成	利用者が参加店舗を視認できるよう、次のものを作製すること。 ポスター、ステッカー、のぼり（旗のみ）
参加店舗のサポート	商品券事業に係る参加店舗向けのマニュアルを作成すること。
作成数	約 250 店舗
校正	文字校正、色校正含め 3 回程度とする。
発送期限	10 月 1 日の利用期間開始までに参加店舗へ到着するよう発送すること。

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・参加店舗に対して到着確認およびキャンペーン内容と注意事項等の確認をすること。 ・参加店舗の募集から商品券事業終了までの間、参加店舗（希望または検討する店舗を含む。）からの問合せ等に対しては、受注者において誠実かつ適切に対応すること。
-----	--

(4) 市民向け広報および広告、チラシ等の作製

広告、チラシ等の作製	住民への周知のため、以下のものを作製すること。なお、作製した広報物は発注者へ納品するものとする。 チラシ、ポスター等
原稿	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者がデザイン案等を提案し、発注者と受注者とが協議して決定する。
紙質	
サイズ	
色数	
作成数	チラシ 1,000 枚程度 ポスター 100 枚程度
校正	文字校正、色校正含め 3 回程度とする。

(5) 換金業務

換金原資	168,000,000 円を上限とする。 (内訳) 8,000 円×21,000 人=168,000,000 円 【注】別途、覚書により取扱いを定める。
換金方法	参加店舗への換金業務がスムーズに行えるよう体制等を構築するとともに、参加店舗の負担が軽減でき適切な運用ができるよう電子システムを用いた方法で行うこと。ただし、参加店舗が電子システムによる換金ができない場合は、受注者で適切に対応すること。
換金回数	令和 8 年 10 月から令和 8 年 12 月までの期間で月 2 回以上、換金機会を設けること。
返還	<ul style="list-style-type: none"> ・別に定める換金期間内に換金されなかった商品券は、換金しないものとする。 ・利用者が商品券を利用しなかったなどの理由により未使用の商品券が発生した場合において、換金されなかった商品券の額面相当額は、発注者に返還するものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者は、換金業務に当たり愛荘町物価高騰対応商品券取扱店舗に係る必要な情報を受注者に提供するものとする。また、受注者は、事業終了後、発注者に本事業で取得した情報を引渡すものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・換金業務における参加店舗からの問合せ等への対応を適切に行うこと。 ・振込手数料は、委託料に含むものとする。 ・換金された商品券について、偽造又は不正の可能性等がないかを適切に確認すること。
--	---

(6) 参加店舗及び利用者コールセンターの設置運営

コールセンターの設置運営及び設置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗募集における参加希望店舗からの問合せ、商品券利用期間中の参加店舗および住民からの問合せおよび換金業務における店舗からの問合せに対して、十分に対応できるコールセンターを設置運営すること。 ・設置期間は、令和8年7月から令和9年1月までとする。
--------------------	--

(7) 報告書作成

分析等	分析項目等について事前に発注者と協議し、報告書としてまとめること。
成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書 1部 ・打合せ協議関係書類 一式 ・各成果品に係る電子データ 一式

9 その他

(1) 本業務の実施に当たり、本仕様書に示されていない事項その他不明事項等について疑義が生じた場合は、速やかに発注者とその都度双方協議の上、適切な対応を行うこと。

(2) 本仕様書について、特別な理由により変更の必要が生じた場合には、双方協議の上、これを変更することができる。

(3) 業務遂行に当たり、個人等の権利利益を侵害することのないよう、別記個人情報取扱特記事項その他関係法令を遵守し、個人情報適正に取り扱わなければならない。また、本業務終了後も同様とする。

(4) 業務の契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。

(5) 本業務に当たっては、第三者のプライバシー等に十分配慮し、紛争等の起こらないように留意するとともに、万一紛争、事故等が起こった場合は、その内容を遅滞なく発注者に報告し、受注者の責任において解決すること。

(6) 受注者は、常に発注者からの連絡を受けられる状態とし、発注者からの打合せの申出があった場合は、原則として、発注者の所在地に出向き行うものとする。

(7) 全ての成果品に係る著作権及び著作権は、愛荘町に帰属するものとする。

なお、本契約終了後、本成果品の使用及び第三者に提示する場合は、発注者の承認を受けること。